

ガスシステム改革に関する意見

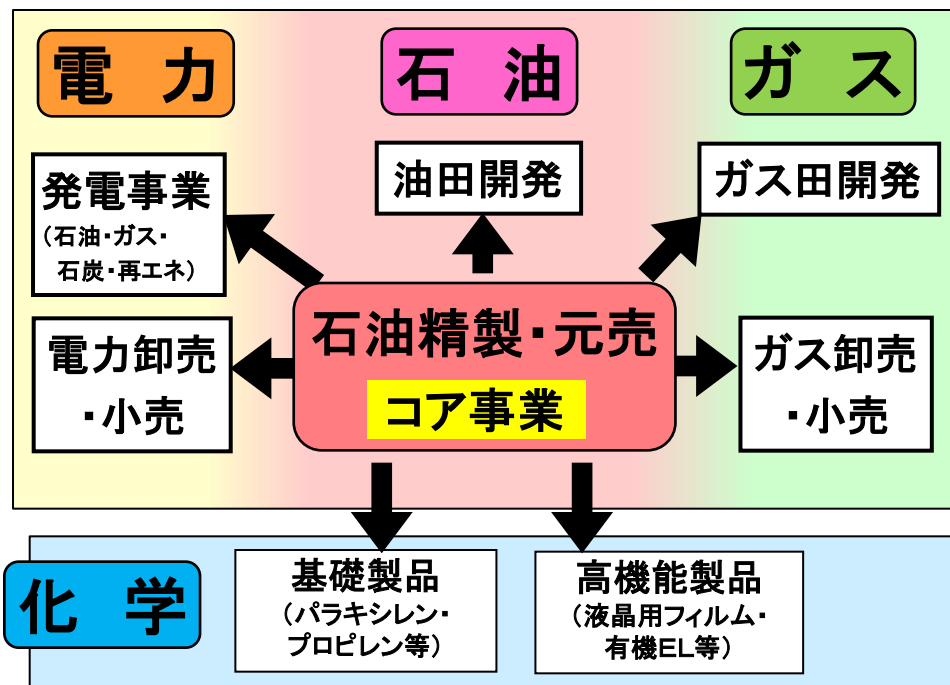
2014年7月

石 油 連 盟

1. 石油産業の目指すべき方向性(総合エネルギー産業化)

- 石油産業は、石油精製・元売をコア事業としつつ、消費者が求めるエネルギーを供給する総合エネルギー産業化への取り組みを進めています。
- その中でも、ガス事業はこれまで培ってきた経験・ノウハウを生かせる有望な分野であり、今般のガスシステム改革によって実質的な競争が活発化することを期待しています。

総合エネルギー産業への取組みイメージ



エネルギー基本計画における抜粋 (2014年4月閣議決定)

〔総合的なエネルギー供給サービスを行う企業の創出〕(P63)

- エネルギー関係企業が相互に市場参入を行える環境を整備し、それぞれの強みを基礎にして(中略)競争しながら新たな需要を獲得していく、新たな成長戦略を描き出すことが可能となる。(中略)これにより、総合エネルギー企業は、(中略)産業全体の効率性の向上や新たな市場の開拓を進め、我が国の経済成長を牽引していくことが期待される。

〔石油産業の事業基盤の再構築〕(P50)

- 我が国の石油産業が収益力を強化するためには、(中略)LNGや石炭、再生可能エネルギー等による発電事業、ガス事業、水素事業等への参入強化等、(中略)強靱な「総合エネルギー産業」へと脱皮することが不可欠である。

2. ガスシステム改革に関する石油業界の意見について(全体概要)



1. LNG基地の第三者利用の拡大に向けて

LNG基地がボトルネック性が高い設備である点を踏まえ、第三者利用の促進に向けて、以下の点を要望します。

- ① LNG基地利用に係る料金算定ルールを明確化していただきたい。
- ② LNG基地保有者と新規基地利用者との公平性および透明性を高める取り組みをお願いしたい。また、LNG基地の余力など将来の利用状況を推計するに十分な情報提供をお願いしたい。

2. その他のガス事業制度のあり方について

- ① 調達部門の競争促進のため、電力と同様に、ガス卸取引市場を創設するとともに、より多くの参加者が取引を行うための環境整備としてガス供給インフラ(※)のオープンアクセスの強化をお願いしたい。 ※ガス導管網とLNG基地の両方を含む
- ② 託送供給に関し、託送料金の適正性・透明性の向上と託送制度の公平性の向上に向けた一層の取り組みをお願いしたい。

3. LNG基地の第三者利用の拡大に向けて



①料金算定ルールの特典化

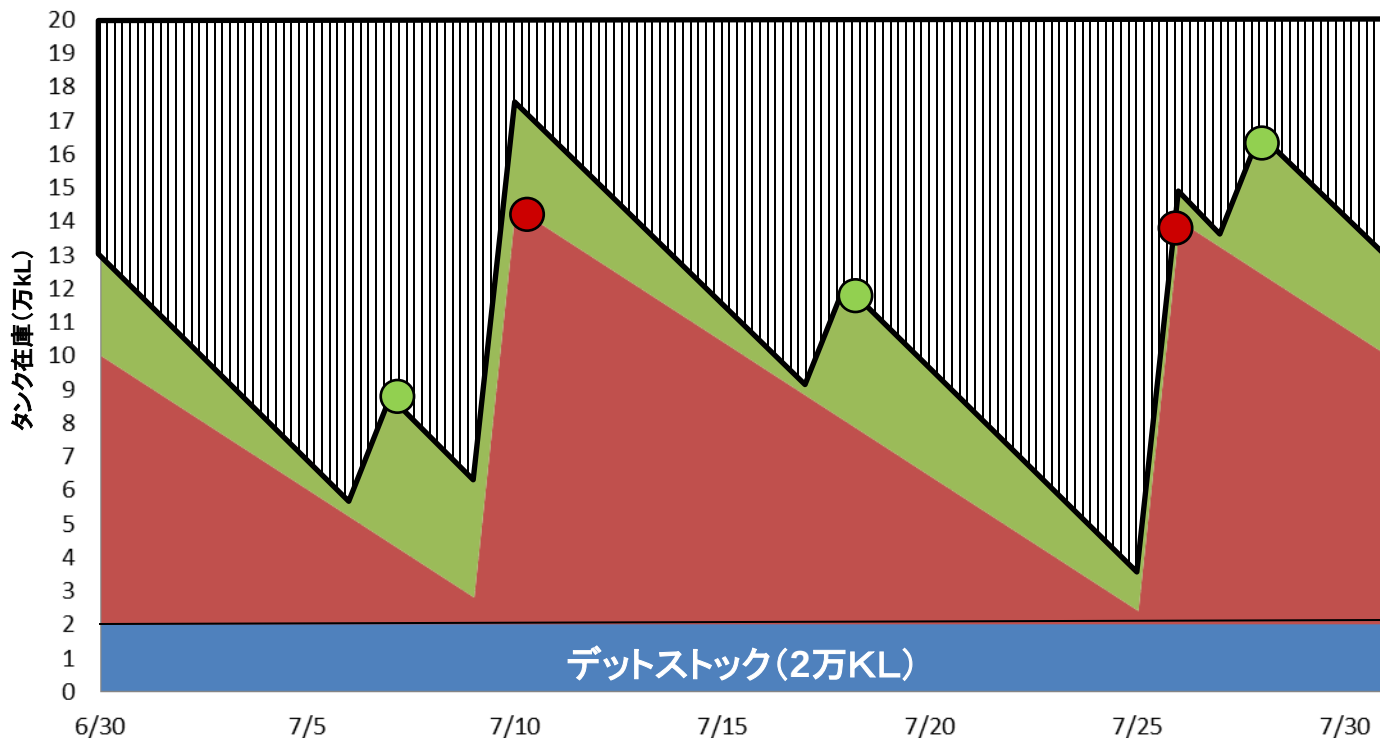
- ❑ 事業の予見可能性を高めるため、料金算定ルールの特典化と情報開示が重要と考えております。
- ❑ LNG基地の利用方法は、タンク能力の一部を賃借する方式（ルーム貸）や、タンク在庫を基地保有者と新規利用者と共有することにより、タンクの有効活用が可能な「消費寄託方式」が考えられます。まずは、料金算定ルールの特典化し、「消費寄託方式」による利用が可能な制度改革をお願いします。
- ❑ 「消費寄託方式」は、基地保有者は新規基地利用者が搬入したLNGを区別することなく使用できるため、タンク回転率の向上と、既利用分も含めたコスト削減を通じて、消費者メリットをもたらすことができます。

方式	利用方法	特徴
LNGタンク能力の一部を貸す方式（ルーム貸方式）	タンク能力の一部を賃借して利用	タンク能力の余力分を専有するため新規参入は限定的 タンク回転率の上昇率が小さい
消費寄託方式	タンク内在庫を実質的に共有化して運用	在庫量の制約を受けずに入出荷が可能となり新規参入機会がさらに拡大 さらにタンク回転率を高めることが可能（コスト削減効果がより大きい）

3. LNG基地の第三者利用のあり方について

①料金算定ルールの特典化(ルーム貸方式)

○ルーム貸方式で第三者利用を行うLNGタンクの在庫推移を右記前提に基づきグラフ化

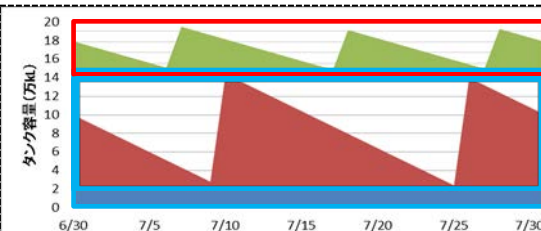


- ① 実質的なタンク余力があるにもかかわらず、各々がタンク能力を専有するため、新規参入は限定的(活用できないタンク能力が大きい)
- ② タンク回転率の上昇率が小さい(コスト削減効果が小さい)

ルーム貸方式の前提

- ①LNGタンク仕様: 容量: 20万KL
(デッドストック2万KL)
- ②LNGタンク利用者
 - 基地保有者(「保有者」)
 - 新規基地利用者A(「新規A」)
- ③LNGタンク利用条件
 - 保有者: 13万KL上限
 - 新規A: 5万KL上限

【参考: ルーム貸のイメージ】



- ④払出量
 - 保有者: 0.8万KL/日(24.8万KL/月)
 - 新規A: 0.4万KL/日(12.4万KL/月)

(合計: 1.2万KL/日(37.2万KL/月))
- ⑤LNG船の用船
 - 保有者: 12.4万KL × 2
 - 新規A: 4.1(4.2)万KL × 3

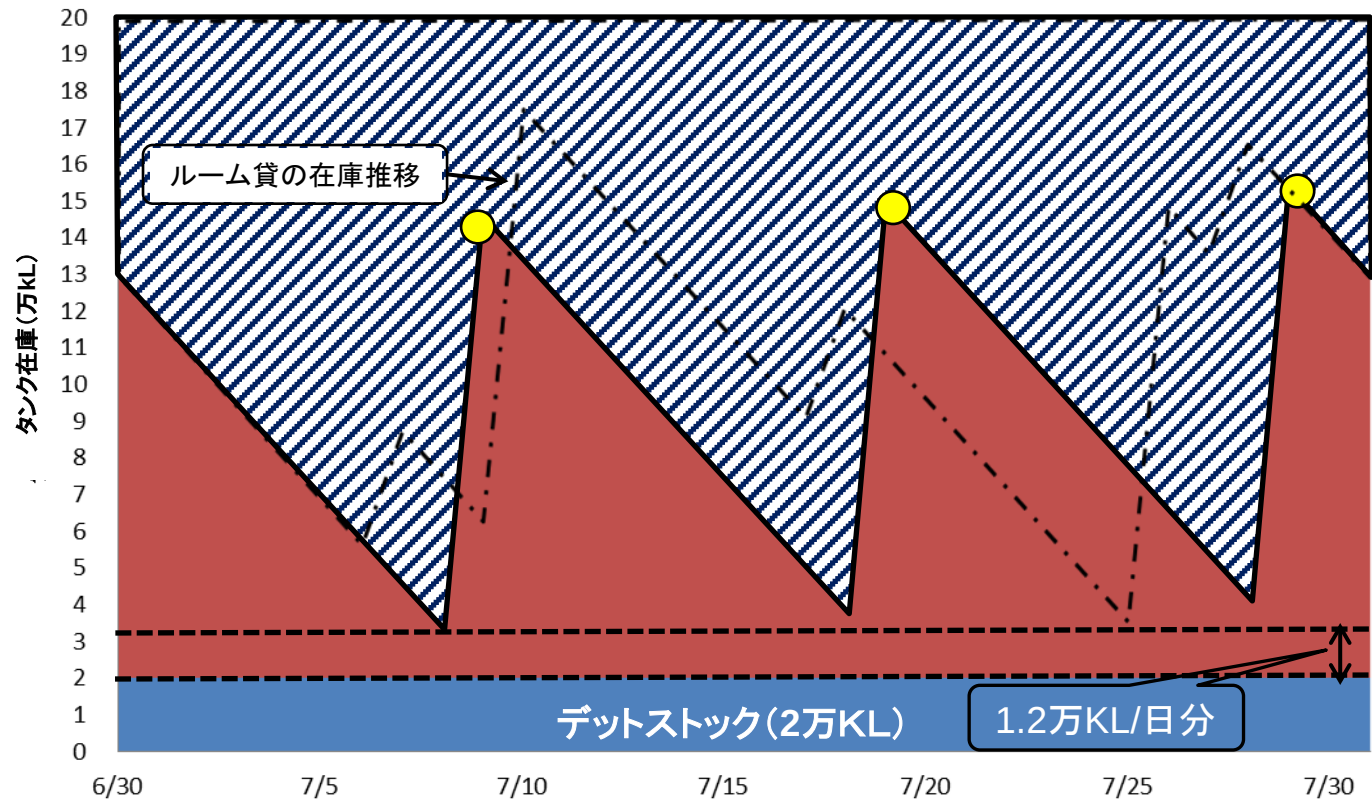
※LNGタンク利用者の受入量と払出量は、事業者毎に期間内(7月内)で一致

3. LNG基地の第三者利用のあり方について

①料金算定ルールの特典化(消費寄託方式①)



○消費寄託方式で第三者利用を行うLNGタンクの在庫推移を右記前提に基づきグラフ化



消費寄託方式①の前提

○以下を除き「ルーム貸方式」と同一の前提としている。

③LNGタンク利用条件

■保有者・新規A: 共同利用で
18万KL上限

④払出量

■保有者・新規A: 共同利用で
1.2万KL/日(37.2万KL/月)

⑤LNG船の用船

●保有者・新規A: 共同利用で
12.4万KL×3

【※配船のフレキシビリティを高める例】

- 本消費寄託ケース①では、新規A分は、5万KL上限の制約がなくなったことで、LNG船の大型化(4.1万KL⇒12.3万KL)による配船の効率化が可能となっています。
- 今回のケースにはありませんが、保有者分も13万KL上限の制約がなくなり、同様にLNG船の大型化が図れる可能性があります。さらには、保有者と新規Aで共同配船を実施する等さらなる効率化の可能性も見込まれます。

タンク内在庫を実質的に共有化すること(消費寄託)により、

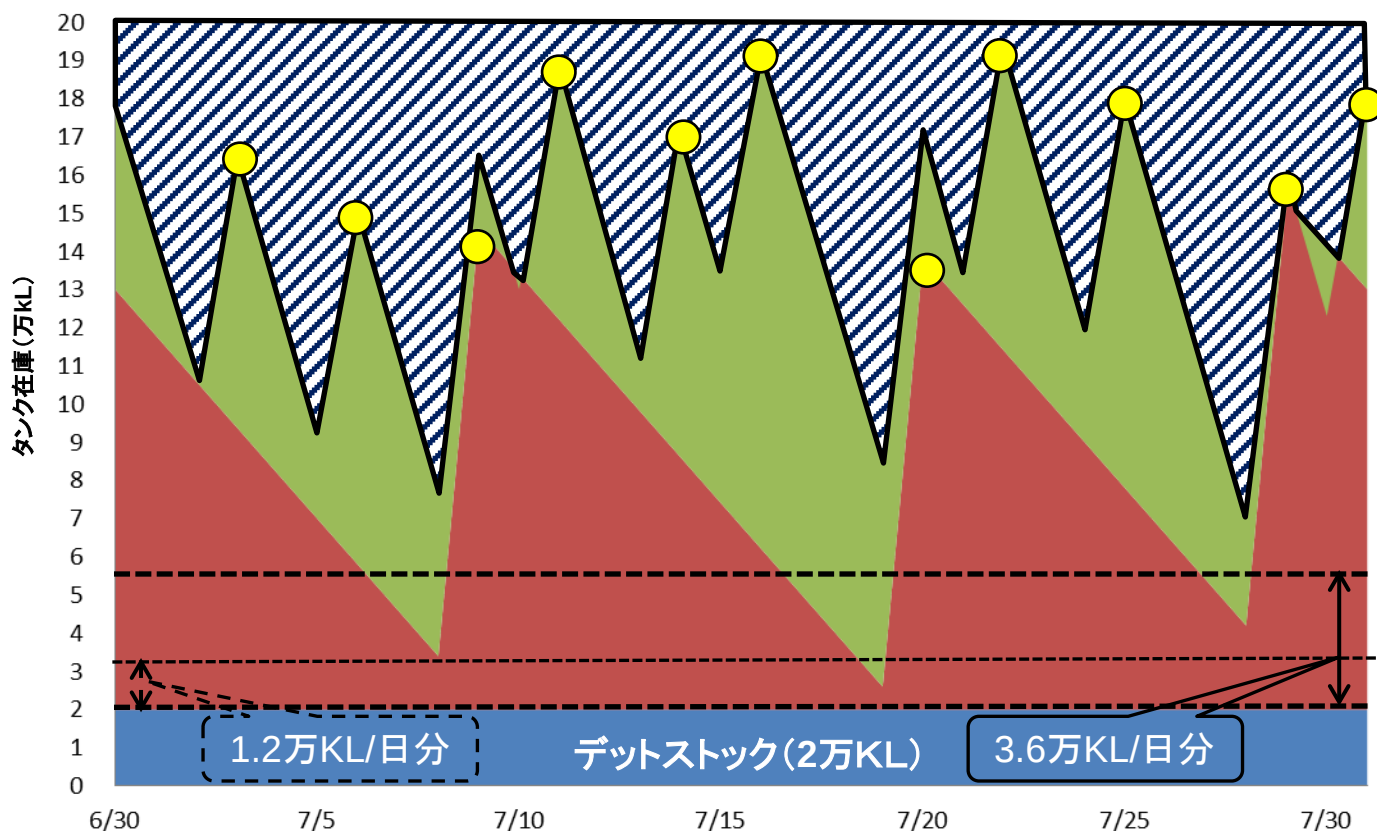
- ① 利用者毎に在庫量の制約を受けないことから、配船のフレキシビリティを高めること(※)が可能となります
- ② また、配船効率の向上に伴い、(ピークが下がることを含む)タンク余力が拡大することにより、新規参入機会の拡大とこれによるコスト削減が可能となります。(消費寄託方式②)

3. LNG基地の第三者利用のあり方について

①料金算定ルールの特典化(消費寄託方式②(新規参入拡大))



○消費寄託方式の第三者利用を行うLNGタンクの在庫推移を右記前提(新規の利用者が拡大する)に基づきグラフ化



消費寄託方式②の前提

○新規基地利用者Bが加わる影響を除き、「消費寄託方式①」と同一の前提としている。

②LNGタンク利用者

- 保有者・新規A
- 新規基地利用者B(「新規B」(※))
※新規Bは複数事業者を想定

③LNGタンク利用条件

- 保有者・新規A、■新規B
: 共同利用で18万KL上限

④払出量

- 保有者・新規A、■新規B
: 共同利用で3.6万KL/日
(111.6万KL/月)
(■新規B分: 2.4万KL/日(74.4万KL/月))

⑤LNG船の用船

- 保有者・新規A・新規B
: 共同利用で9.3万KL×8、
12.4万KL×3

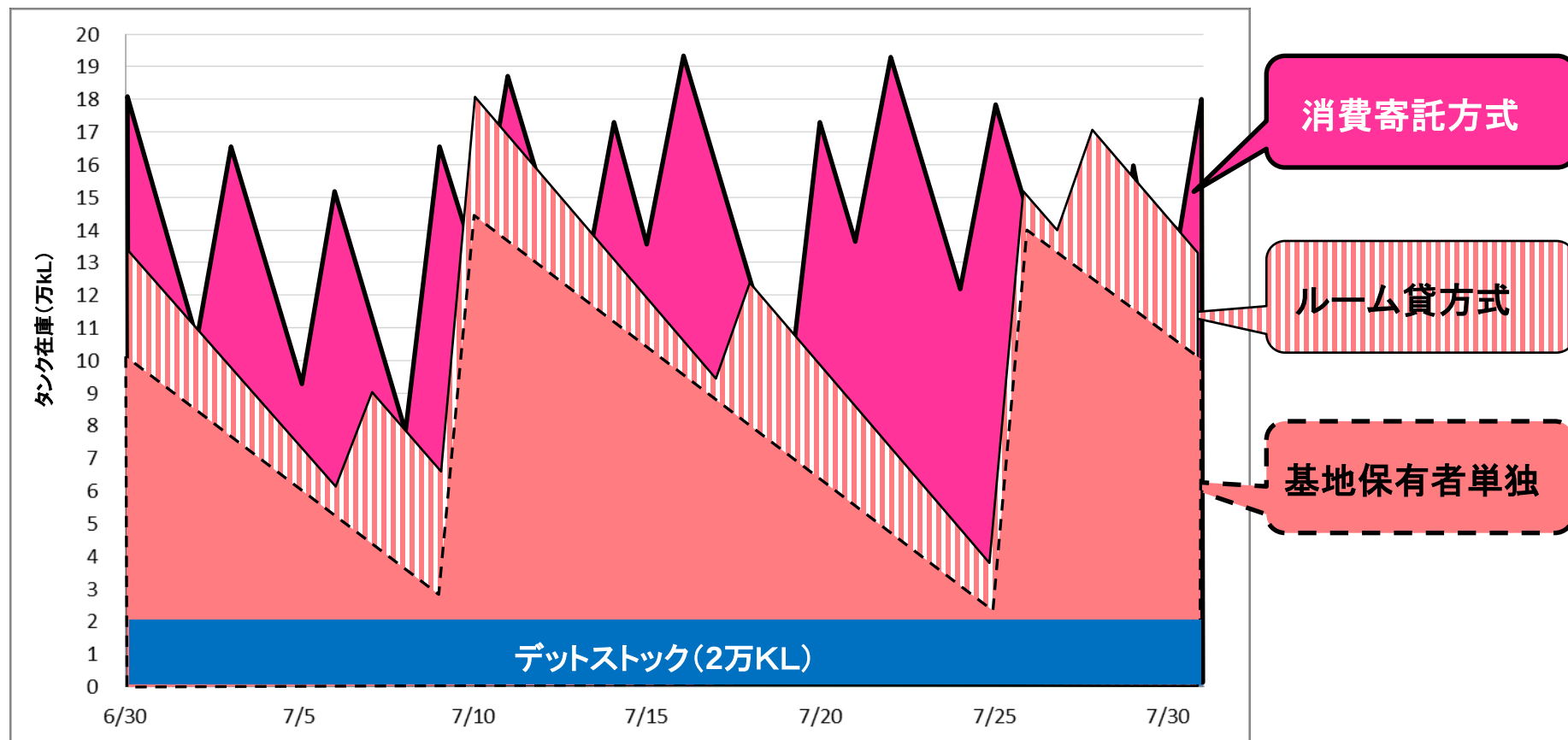
消費寄託方式を採用することで、タンク余力分をより効率的に活用できることから、

①さらなる出荷(払い出し)が可能となります(新規参入機会がさらに拡大)

②タンク回転率も大きく向上します(コスト削減効果がより大きい)

3. LNG基地の第三者利用のあり方について

①料金算定ルールの特典化(まとめ)



各方式	月間払い出し量	タンク回転率	固定費負担 (年間10億円として)
基地保有者単独	24.8万KL	1.24回転	336円/KL/月
ルーム貸方式	37.2万KL	1.86回転	224円/KL/月
消費寄託方式 (新規参入拡大)	111.6万KL	5.58回転	75円/KL/月

⇒基地利用者が同一の基地利用料(固定費+変動費)を負担する

3. LNG基地の第三者利用のあり方について

②基地保有者と新規基地利用者との公平性・透明性の向上と 十分な情報提供

- ❑ LNG基地の利用条件について、下記の通り、基地保有者と新規基地利用者との公平性を高めていただきたい。
- ❑ 事業の予見可能性を高めるため、中長期におけるLNG基地毎の空容量見込みにに関する情報提供をお願いしたい。

項目	現在の取扱い(※)	見直していただきたい点
引受条件	新規基地利用者のガス利用が「ガス販売事業」のみに限定されている。	基地保有者と同じく、小売・卸売・発電など用途が制限されることなく自由にしていきたい。
	新規基地利用者のLNG船の着桟とLNGの受入日程を基地保有者が変更できるとされている。	基地保有者が年間の配船計画を策定する際には、新規基地利用者も公正・公平なルールの下で協議に参加させていただきたい。
基地利用 申し込み	新規基地利用者のガス供給先情報を基地保有者に提示することになっている。	営業情報を事前に教えることになってしまうため、競争上不利になりかねない。ガス供給先が特定できない程度の情報提供としていただきたい。

※大手都市ガス事業者A社のLNG基地利用取扱い要領に基づき作成

4. その他のガス事業制度のあり方について



①ガス卸取引市場の創設/ ②託送供給制度の見直し

- 調達部門の競争促進、卸調達の選択肢拡大、ガス取引の透明性確保などの観点から、ガス卸取引市場を創設していただきたい。
- また、より多くの参加者が取引を行うための環境整備の一つとして、ガス供給インフラ(※)のオープンアクセスの強化をお願いしたい。 ※ガス導管網とLNG基地の両方を含む
- 導管ネットワークの中立性・独立性の確保と第三者利用を促進するため、託送料金の適正性・透明性の向上と託送制度の公平性の向上をお願いしたい。

託送料金の適正性・透明性向上に関しお願いしたい事項

- 託送料金の算定にあたっては、内部補助の防止、原価の配賦方法の適正性を確保するため、審査内容の公開等、透明性の向上をお願いしたい。
- 託送収支の超過利潤は経営効率化分も含めて託送部門に用途を限定していただきたい。

託送制度の公平性の向上に関しお願いしたい事項

- 営業部門と託送部門間における情報の目的外利用の禁止など情報管理体制を強化するため、第三者がチェックする仕組みの導入を検討していただきたい。
- 託送供給制度において、自己託送についても対象としていただきたい。
- 同時同量制度の緩和について、1日同時同量などより柔軟な方法の導入を検討していただきたい。
- ガスメーターは導管事業者の資産とすることで新規参入者にも公平にアクセスできるようにしていただきたい。